今治市教科用図書選定委員会の会議の公開などを求める請願書

今治市教育委員会様

請願団体及び請願者

『えひめ教科書裁判を支える会』

請願者９名

２０１１年　　５月２５日

請願の趣旨

教育は、未来を準備するものであり、社会の未来に備えることが教育の現在です。つまり、教育は、私たちの明日の暮らしを規定する現在の問題です。その教育のなかでも学校教育は、大きな位置を占め、かつ子どもたちへの学校現場における教育は、地域社会と密接に関係付けられています（中央教育審議会答申）。

地域社会の構成員である子どもたちは、学校教育において主たる教材として位置付けられている教科用図書（以下「教科書」）から多くの知識を得、学び、地域社会の担い手へと成長して行きます。このように教科書は、私たちが暮らす地域社会の未来を左右します。よって、地域の市民団体及び住民として、教科書の選定手続に対して、下記の請願を憲法第 16 条にもとづき行います。

記

一、　今治市教科用図書選定委員会（以下「委員会」）の会議（以下「会議」）を公開で行うこと。

二、　会議の日時及び会場を少なくとも二週間前に公表すること。

三、　会議の資料を傍聴者に配布すること。

四、　委員会は、調査員らが行った教科書の専門的な調査研究と全教員及び保護者へのアンケート結果にもとづき教科書を選定し、今治市教育委員会へ答申すること。

請願理由

一～三の項目理由

住民の暮らしに直接影響を与える教科書の選定を行う会議を非公開で行うことは、住民の知る権利を侵害します。また、会議の傍聴を保障するためには、可能な限り早く、会議の日時及び会場を公表することが必要不可欠です。さらには、会議における資料を傍聴者に配布することは、住民の知る権利の一部を保障するものです。

学習指導要領の社会科公民的分野では、「現代社会をとらえる見方や考え方」の基礎として、「対立と合意」を理解させることを求めています。大人である私たちは、このことを教科書の記述に留めるだけでなく、「対立」から「合意」に至る過程を子どもたちに実践して示すことが求められていると思います。

つまり、成熟した民主主義の実践として、「合意」に至る具体的な手本を大人たちが子どもたちに示すためには、教科書を選定する際に、職権を濫用したり、多数者の数の力で強引に決めるのではなく、少数者の意見をも尊重し、議論を尽くす必要があります。何にもまして、教科書の選定は、教育の専門性にもとづく調査研究資料をベースとし、公正で適正な手続を経て最終的には互いが納得する合意を形成する必要があります。そのためには、静謐な採択環境を確保することなどを理由に会議を非公開とし、密室で選定することなどはあってはなりません。仮に住民間に異なる意見の対立があろうとも、公正かつ適正な教科書が選定される過程を一～三の項目などを満たす開かれた場で行う必要があります。

四の項目理由

調査員らは、教科の専門知識と教育実践経験にもとづき特定の一教科の教科書を調査研究し、それを委員会に報告書として提出します。一方、委員会

委員らは、全教科について、今治市教育委員会に答申しなければなりません。委員に教員免許状を有している校長らが含まれていますが、その校長も全教科の専門的な知識を有してはいません。また、全教科の教科書を調査研究ないし精読してもいません。つまり、校長であっても全教科の教科書を独自の評価や判断にもとづき教科書を選定することはできませんし、行ってはなりません。

委員会における委員らの責務ないし職責は、調査員らが、公正かつ適正に教科書を調査研究が行える環境を整え、公正かつ適正な調査研究が行われたのかを確認することなどです。その上で、その各教科の調査研究報告書と全教員や保護者のアンケートにもとづき、今治地区の子どもたちが使用する教科書として適した教科書を選定し、今治市教育委員会に答申することです。

このことは、次ぎの戦前の教育制度に対する反省にもとづき、戦後の教科書採択制度に改めた経過からも明らかです。

> 『教育行政が教育内容の面にまで立ち入った干渉をなすことを可能にし、遂に時代の政治力に屈して、極端な国家主義的又は国家主義的イデオロギーによる教育・思想・学問の統制さえ容易に行なわれるに至らしめた制度であった。地方教育制度は、一般内務行政の一部として、教育に関して十分な経験と理解のない内務系統の官吏によって指導させられてきたのである。このような教育行政が行なわれるところには、はつらつたる生命をもつ、自由自主的な教育が生まれることはきわめて困難であった。』（文部省教育法令研究会『教育基本法の解説』126～127 頁）

このような反省から、国家の教育統制を排除するために教育の地方分権化を図り、地方公共団体毎に、しかも、その地方公共団体からも独立した行政委員会として教育委員会を設置し、教科書も国定教科書制度から検定教科書制度に改めたのです。その上で教科書採択の方法について、文部省が作成した教育委員会法の解説書である『教育委員会法のしおり』(1948 年）で、「５、教育委員会はどうやって仕事をするか」として次のように説明し、現場教員らを中心に選定を行うようになったのです。

> 『教科内容の決定や教科書の選択などについては、現職の学校の先生が、教育長を中心にして相談に参加します。会議できめたことは、教育長が、その通りに実行してゆくのです。』

ここで言う教育長は、教育委員会法第41条２項「教育長は、別に教育職員

の免許に関して規定する法律の定める教育職員の免許状を有する者のうちから、教育委員会が、これを任命する」とあり、これは、戦前の反省（教育に関して十分な経験と理解のない内務系統の官吏によって指導させられてきた）の現われであり、教育の専門性を有する者がその任につくようにしたのです。それは、教育は、教科の専門的知識と教育実践経験が重要であることを示し、このことが、教育への国家や政治家・官僚などの介入を防ぐとの認識が背景にあります。

このことから、学校教育法第37条11項で小学校において、「教諭は、児童の教育をつかさどる」（中学校も同49条の準用）と規定しています。また、学力テスト裁判の最高裁判決（1976.5.21）においても、「子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし、教授の具体的内容及び方法につきある程度自由な裁量が認められなければならないという意味においては、一定の範囲における教授の自由が保障されるべきことを肯定できないではない」と、教員の教授の自由を一定の範囲ではありますが、認めているのです。1947年当時の文部省事務官の木田宏氏の次の説明も同様の認識が背後にあり、「なぜ、教育現場の教員に使用する教科書の選択を委ねたのか」との歴史的要因があるのです。

> 『教科書の画一性を打ち破ることは、教師にそれだけ自主性が与えられることになる。すなわち一教科について幾種もの教科書が発行されるわけであるから、使用するものの側においては、当然選択権を持つことになり、教師に自主性が与えられる』（『新教育と教科書制度』）

また、ＩＬＯ・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」（1966 年）の 61 項においても、「教員は生徒に最も適した教材および方法を判断するための格別の資格を認められたものである」とあります。

このように、教育をつかさどるには、教科の専門的知識と教育実践が不可欠であるからです。ゆえに、委員会は、これらの条件を満たしている調査員らによる調査研究資料と全教員などのアンケートにもとづく選定、つまり、委員の独自の評価や判断ではなく、現場の教員らの評価や希望にもとづく教科書を選定する必要があり、それを教育委員会に答申する責務を負っているのです。

以上